

株主の権利・平等性の確保

●株主総会

当社は、株主の権利と平等性が実質的に確保されるよう努め、株主の意思を尊重します。特に、株主総会が経営の最高意思決定機関であるとともに、建設的な対話を実現する場でもあることを認識し、以下の方針で臨んでいます。

- ①当社は、株主が株主総会議案について十分な検討期間を確保できるよう、可能な限り早期に（総会日の1ヵ月前を目途に）招集通知（参考英訳を含む）の電子提供を行い、東京証券取引所に「独立役員届出書」とともに開示する。
- ②当社は、全ての株主が適切に議決権行使できるよう、インターネット環境を利用した電子行使に対応するとともに、株主総会に出席しない株主に対しても、事前にインターネットを用いて質問を受け付け、主な質問には総会当日に回答し、その様子をライブ配信する。
- ③当社は、株主総会当日にご出席される株主のなかで、車いすでご来場される場合には、総会上内に専用のスペースを設けるなど、障害者差別解消への対応に努める。

●資本政策

当社は、持続的な成長と収益性および資本効率の向上による中長期的な企業価値向上を実現するため、財務の健全性を維持したうえで、注力事業領域を中心とした成長投資と事業基盤強化のための投資に優先的に経営資源を配分するとともに、株主重視の観点から適切に株主還元を行います。株主還元は、安定的に配当を行うことを基本とし、同時に市場環境や資本効率等を勘案し、状況に応じて機動的に自己株式取得を実施します。

●政策保有株式に関する基本的な考え方

当社は、営業政策上の得意先との関係強化や、新技術・新製品の共同開発先との連携強化を目的として、他社の上場株式を取得・保有することがあります。保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて、保有の意義・目的を定期的に検証し、その結果、保有の意義が薄れたと判断した上場株式については売却することで、政策保有株式の縮減を進めています。

2023年5月、当社は「2023～2025年度 中期経営計画」を公表し、資本効率の改善を目的として2028年3月までに「政策保有株式を連結純資産の10%未満に縮減」する目標を掲げ、目標達成に向けた取組みを進めています。

〔政策保有株式の縮減状況〕



●政策保有株式の議決権行使

保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化・連携強化を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否か、並びに当該保有先の株主共同の利益に資するか否かを判断基準としています。

●上場子会社などのグループ経営

DNP グループは、サステナブルな社会の実現を目指し、「人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する。」ことを企業理念に掲げ、この実現に向けた事業戦略などを着実に実行し、持続的な事業価値・株主価値を創出していきます。そのために、独自の強みを持つ企業群からなる企業集団を組成し、相互の連携により収益力を強化し、グループ全体の企業価値向上に繋げています。グループ会社に対する出資形態等についても、企業価値向上の観点から最適となるよう判断します。

上場子会社は、上場を維持することで、特定の事業領域での独自性やブランド力を保有し、それらが知名度のアップや従業員の士気向上、人材の確保などに寄与することで事業の拡大が期待できます。自社での資金調達力を保持するとともに、高い透明性と独立性を保持することが、DNP グループのさらなる成長にとって適切かつ合理的であると判断できる場合は、上場を維持しています。(当社は現在、上場子会社を3社有しています。)

これらの上場子会社は、親会社の過度な介入により少数株主の利益を毀損しないよう、各社がそれぞれ独自の意思決定手続に基づいて経営判断を行っており、3分の1以上の独立社外取締役を取締役会の構成員としているほか、役員の指名や報酬など重要な経営事項の決定にあたっては過半数を独立役員で構成する任意の委員会を審議を経るなど、

独自のコーポレート・ガバナンス体制を構築・運用しています。当社においても、他の少数株主との利益相反が生じないよう、独立社外取締役の意見を考慮した各上場子会社の取締役会の意思決定を尊重する旨を、「関係会社管理規程」において定めています。

一方、当社が実行中の「中期経営計画」は、市場成長性・魅力度と事業収益性を基準として、目指すべき中長期の事業ポートフォリオを明確に示しています。上場子会社各社が自主的に策定した経営計画等に基づく事業運営を尊重しておりますが、上場維持の是非も含めた資本政策については、当社の事業ポートフォリオにおける各社事業の位置づけととるべき戦略に従い、定期的に検証しています。

また、上場関連会社についても、上場子会社と同様の方針をとっており、資本業務提携契約などの合意事項の範囲に基づき、人的交流や情報交換等を実施することで、相互に事業価値を高めることができると考えています。現在持分法適用会社としている1社については、当社の議決権行使比率や役員派遣数等を踏まえ、同社の少数株主との利益相反リスクへの懸念は極めて限定的であり、また同社はそれぞれ独自の経営方針に基づいて事業展開を行っていることから、同社の経営上の独立性は確保されていると認識しています。

●関連当事者取引

当社では、関連当事者間の取引がある場合は、取締役会規則において、取締役の競業取引や利益相反取引を取締役会の決議事項としており、該当する場合は、取締役会において、取引の合理性や事業上の必要性、取引条件の妥当性等を踏まえて決議しています。

また、毎年、財務諸表規則等に則り、各取締役から関連当事者に該当する取引（競業取引や利益相反取引を含みます）の状況を聴取し、その内容につき外部会計監査人の監査を受けており、取締役会が適切に監督できる体制としています。